

福島空港プロモーション事業

業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、「福島県」（以下「甲」という。）が「」（以下「乙」という。）に委託する、福島空港プロモーション事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 背景と課題

（国際線）

東日本震災後運休となっていた福島空港国際線が令和6年1月に再開し、福島と台湾を週2便の直行便が運航されるようになったことは、台湾から本県へのインバウンドを後押しする重要なインフラ基盤となっており、令和6年度の台湾からの搭乗率は約9割を超えていることから、台湾側のプロモーションは一定の効果を見せている。

一方で、福島から台湾へのアウトバウンドの搭乗率はLCCの運航継続に必要とされる9割に満たず、6割台にとどまっており、今後の増便や定期便化に向けては、アウトバウンド利用者の増加が重要な課題となっている。

（国内線）

本年は大阪・関西万博が開催されており、万博を契機とした旅行需要増加が見込まれている。万博を契機とした本県へのインバウンドの獲得にむけては福島空港大阪・関西万博誘客促進事業にて実施しているが、本県からの大阪および西日本方面へのアウトバウンド利用の需要も増加することが見込まれることから、大阪路線の利用拡大に向けて、本県および隣県の住民における国内線の利用促進と定着に向けた取組を重点的に行っていく。

（認知度向上）

令和6年度の利用者数については年間約25万人を超え、コロナ前の水準まで回復してきたところである。今後の更なる利用者の増加に向けては、県民における移動手段としての認知度と優先順位を上げ、新たな利用者層の開拓が必要であることから、これまで福島空港を利用したことが無い層などに対して、福島空港を身近に感じてもらうための取組を行う。

以上により、福島県民及び近隣県の住民における福島空港国際線及び国内線利用者数の増加と福島空港の認知度向上を目的とし本事業を実施する。

3 委託業務の内容

(1) 情報発信の対象となる項目

- ア 福島空港を発着する国際線および国内線の定期便・チャーター便の路線情報
- イ 乗継利用（トランジット）の方法及び行先の認知拡大
- ウ ア及びイ路線の行先の観光等の情報
- エ ア及びイ路線を利用した旅行商品やそれを造成する旅行会社の情報
- オ 福島空港における各種イベント情報
- カ 福島空港の利用促進を図る各種キャンペーン情報
- キ 福島空港のアクセス情報

(2) 福島空港PR用のWebサイトの構築・運用

福島空港Webサイト(<https://fks-ab.co.jp> 管理者:福島空港ビル株式会社)内に、福島空港PR用のWebサイト（以下、福島空港PRサイト）を構築すること。

ア 効果的なWebサイト構成の調査・提案

福島空港の利用促進に効果的なWebサイト構成を提案すること。なお、受託後には、他空港等のWebサイトの構成を調査し、甲および福島空港ビル株式会社と協議のうえ構成を決定することとする。

※福島空港ビルとの事前の協議は行わないこと。

イ 福島空港PRサイトの構築

福島空港ビル株式会社と協議のうえ、福島空港Webサイト内に構築すること。
※福島空港WebサイトはWordPressで作成しているため、福島空港PRサイトについてもWordPressで作成すること。

ウ 福島空港PRサイトの管理・運用

構築したサイトの管理を行うこと。必要な管理権限は甲から乙に付与するものとする。

※福島空港PRサイトについては、福島空港ビル株式会社が運営する福島空港Webサイト内でサブドメインにて管理することになるため、専用ウェブサイトに係るドメイン管理料とサーバ管理料は福島空港ビル株式会社が負担するものとする。（委託料に含まない）

※納品後の福島空港PRサイトの著作権については、委託元である甲に属するものとする。

(3) テレビによる広報

福島県内及び栃木県内においてテレビ番組等により福島空港のPRを行うこと。

ア 毎週1回以上、1回1分以上の枠で制作及び放送すること。

イ 特集番組、スポットCM等を2つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。

ウ 台湾チャーター便についての特集番組を1つ以上企画のうえ、制作及び放送すること。

(4) デジタルプロモーションによる福島空港PRサイトへの誘導

- ア 福島空港公式LINEアカウントを運用し、月4回以上の情報発信を行うこと。
- イ 福島空港公式Instagramアカウントの運用し、月4回以上の情報発信を行うこと。
- ウ 空港の情報がターゲットへの確に届くよう、上記ア、イ以外に、SNSやウェブ広告などの広報媒体を活用し、福島空港PRサイトに誘導すること。具体的な手法については、提案に基づき甲と協議の上、決定する。

(5) その他の媒体による情報発信

新聞、フリーペーパー、雑誌、ラジオ等を利用し、福島空港の利用促進に効果があると認められる広報を1つ以上企画のうえ実施すること

(6) イベントでのPR

福島空港の利用拡大に向け、県内および近隣県で開催されるイベントに出展し、PRを行うこと。なお、出展するイベントについては、地域性や集客人数等を考慮し選定・提案すること。

(7) プレゼントキャンペーンの実施

上記(2)～(6)の取組をより効果的な取り組みとするために、福島空港国際線利用者、国内線利用者および福島空港来場者に対するプレゼントキャンペーンを年2回以上実施すること。

また、キャンペーンの実施にあたっては、上記(2)～(5)の媒体に加え、チラシやポスター等を制作し、十分な周知を行い、効果的な広報活動に努めること。

(8) 関係機関との連携調整

甲が行う利用促進のキャンペーンや、福島空港の直行便、チャーター便を運航する航空会社、およびそれを利用した旅行商品を造成する旅行会社各社が実施するキャンペーン情報を効果的に情報発信するため、各社との連携を密にとること。なお、甲が行うキャンペーン事業を行う委託事業者の情報については、当事業の受託者が決定したのちに、甲から提供する。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 業務完了届（別記第2号様式）

- (3) 実績報告書（任意様式）
- (4) 事業に係る制作物一式
- (5) その他甲が必要と認める書類

6 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。